

許認可等の内容	死体解剖の許可		
根拠法令及び条項	死体解剖保存法第 2 条第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	保健所長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由 法及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定 死体解剖保存法第 2 条 死体解剖保存法施行規則第 1 条</p>			

許認可等の内容	病原体に汚染された死体の埋葬許可		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 30 条第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由 法の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p>			

許認可等の内容	結核患者医療費に係る費用の負担		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標 準 処 理 期 間	29 日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 第 1 項			
○関連通知 ◎平成 7 年 6 月 16 日付厚生省発健医第 189 号厚生労働事務次官通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」			
《保健所を設置する市》			

許認可等の内容	診療所又は助産所の開設許可		
根拠法令及び条項	医療法第 7 条第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標 準 処 理 期 間	10 日間（審議会に諮る場合は 90 日間）	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 医療法第 23 条第 1 項、医療法施行規則第 1 条の 14 第 1 項、第 2 条第 1 項、第 16 条及び第 17 条並びに鳥取市医療法施行細則第 2 条及び第 3 条に規定する基準に適合し、かつ、これらに規定する手続によって申請されているかどうかを審査し決定する。			
《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	病床数の変更の許可		
根拠法令及び条項	医療法第7条第2項		
担当課	保健医療課	処分権者	市長
標準処理期間	10日間	設定日	
審査基準を設定しない理由 医療法施行規則第1条の14第3項、第16条の基準に適合し、鳥取市医療法施行細則第4条に規定する手続によって申請されているかどうか審査し決定するため、審査基準は設定しない。 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	専属薬剤師必置に関する許可(医療法施行令第1条の5による読み替えを含む。)		
根拠法令及び条項	医療法第18条		
担当課	保健医療課	処分権者	市長
標準処理期間	10日間	設定日	令和5年12月1日
審査基準 標榜する診療科、施設の規模、調剤数等から運営上支障がないことを総合的に勘案し判断する。 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	病院等の使用許可		
根拠法令及び条項	医療法第 27 条		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由 法及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定 医療法第 27 条 医療法施行規則第 16 条</p>			

許認可等の内容	毒物又は劇物の販売業の登録・更新登録		
根拠法令及び条項	毒物及び劇物取締法第 4 条第 1 項、第 3 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日間	設定日	令和 5 年 12 月 1 日
<p>審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。</p> <p>○関連規定 【登録】 毒物及び劇物取締法第 4 条第 1 項、第 5 条 毒物及び劇物取締法施行規則第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条の 4</p> <p>【更新】 毒物及び劇物取締法第 4 条第 3 項、第 5 条 毒物及び劇物取締法施行規則第 4 条第 2 項、第 4 条の 4</p> <p>○関連通知 ◎毒物劇物販売業の登録に関する参考通知 ・昭和 26 年 3 月 26 日薬取第 194 号厚生省薬務局長通知「薬事法並びに毒物及び劇物取締法施行上の疑義について（医薬品販売業と毒物及び劇物の販売業の併業）」 ・平成 14 年 3 月 29 日医薬発第 329008 号厚生労働省医薬局長通知「同一ビル内における医薬品販売業等の移設の手続きについて」</p> <p>◎毒物及び劇物取締法施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 2 号の貯蔵設備に関する基準のうち、タンク貯蔵所の構造・設備等の基準 ・昭和 52 年 10 月 20 日薬発第 1175 号厚生省薬務局長通知「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準—その 1（固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準）について ・昭和 52 年 10 月 20 日薬安第 66 号厚生省薬務局安全課長通知「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準—その 1（固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準）の運用について ・昭和 56 年 5 月 20 日薬発第 480 号厚生省薬務局長通知「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準—その 2（固体以外のものを貯蔵する屋内タンク貯蔵所の基準）及びその 3（固体以外のものを貯蔵する地下タンク貯蔵所の基準）について</p> <p>《保健所を設置する市の市長》</p>			

許認可等の内容	毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付		
根拠法令及び条項	毒物及び劇物取締法施行令第 35 条		
担当課	保健医療課	処分権者	市長
標準処理期間	7日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>毒物及び劇物取締法施行令第 35 条</p> <p>毒物及び劇物取締法施行規則第 11 条の 2</p>			

許認可等の内容	毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付		
根拠法令及び条項	毒物及び劇物取締法施行令第 36 条		
担当課	保健医療課	処分権者	市長
標準処理期間	7日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>毒物及び劇物取締法施行令第 36 条</p> <p>毒物及び劇物取締法施行規則第 11 条の 3</p>			

許認可等の内容	衛生検査所の登録事務		
根拠法令及び条項	臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 臨床検査技師等に関する法律施行規則第 11 条、第 12 条			
○関連通知 ◎昭和 61 年 4 月 15 日付健政発第 262 号厚生省健康政策局長通知 「衛生検査所指導要領」 （臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条の該当性の判断について） 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	薬局開設の許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条第 1 項、第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条第 1 項、第 5 条 薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）第 1 条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号）第 1 条 ◎構造設備及び業務を行う体制に係る基準 ・平成 21 年 5 月 8 日付薬食発第 0508003 号厚生労働省医薬食品局長通知 ◎薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令第 1 条に定める薬剤師の員数の算出方法 ・平成 11 年 2 月 16 日付医薬企第 17 号厚生省医薬安全局企画課長通知 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	薬局開設の更新許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日間	設 定 日	令和5年12月1日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項、第5条 薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）第1条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号）第1条			
○関連通知 ◎構造設備及び業務を行う体制に係る基準 ・平成21年5月8日付薬食発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知 ◎薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令第1条に定める薬剤師の員数の算出方法 ・平成11年2月16日付医薬企第17号厚生省医薬安全局企画課長通知 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	薬局管理者の兼務許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第4項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設 定 日	令和5年12月1日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第4項ただし書 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	薬局製造販売医薬品の製造販売許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 12 条第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 12 条第 1 項、第 12 条の 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 74 条の 4			
○関連通知 ◎平成 17 年 3 月 25 日付薬食審査発第 0325009 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「薬局製造販売医薬品の取扱い」 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	薬局製造販売医薬品の製造販売更新許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 12 条第 4 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 12 条第 4 項、第 12 条の 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 3 条			
○関連通知 ◎平成 17 年 3 月 25 日付薬食審査発第 0325009 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「薬局製造販売医薬品の取扱い」 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	薬局製造販売医薬品の製造許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 1 項、第 3 項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 1 項 薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）第 11 条			
○関連通知 ◎昭和 55 年 10 月 9 日付薬発第 1337 号厚生省薬務局長通知「薬局医薬品製剤の承認・許可に関する取扱について」 ◎平成 17 年 3 月 25 日付薬食審査発第 0325009 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「薬局製造販売医薬品の取扱い」			
《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	薬局製造販売医薬品の製造更新許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 34 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 3 項、第 4 項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 10 条 薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）第 1 条			
○関連通知 ◎昭和 55 年 10 月 9 日付薬発第 1337 号厚生省薬務局長通知「薬局医薬品製剤の承認・許可に関する取扱について」 ◎平成 17 年 3 月 25 日付薬食審査発第 0325009 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「薬局製造販売医薬品の取扱い」			
《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	薬局製造販売医薬品の製造販売承認		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 1 項			
○関連通知 ◎昭和 55 年 10 月 9 日付薬発第 1337 号厚生省薬務局長通知「薬局医薬品製剤の承認・許可に関する取扱について」 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の変更承認		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 15 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 2 項			
○関連通知 ◎昭和 55 年 10 月 9 日付薬発第 1337 号厚生省薬務局長通知「薬局医薬品製剤の承認・許可に関する取扱について」 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	医薬品販売業の許可更新		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 24 条第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 24 条第 2 項 薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）第 2 条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号）第 2 条			
○関連通知 ◎構造設備及び業務を行う体制に係る基準 ・平成 21 年 5 月 8 日付薬食発第 0508003 号厚生労働省医薬食品局長通知 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	特例販売業の許可更新		
根拠法令及び条項	薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号）附則第 14 条の規定により従前の例によることとされた旧薬事法第 24 条第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づくほか、次の基準により審査し決定する。 <ol style="list-style-type: none"> 営業所の構造設備については、以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 採光及び換気が十分であり、かつ清潔であること。 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区分されていること。 面積は、特例販売業の業務を適切に行うことができるものであること。 取扱品目を、衛生的にかつ安全に貯蔵するため、必要な設備を有すること。 特例販売業者の取扱う品目の指定は、昭和 3 6 年 2 月 8 日付薬発第 4 4 号厚生省薬務局長通知「薬事法の施行について」の第六医薬品販売業に関する事項の 4 特例販売業の（4）の別表第三の基準による薬効別分類に区分し、品目を指定すること。また、1 薬効につき 2 品目とし、指定する品目の総数は 3 0 品目以内とする。 次のいずれかの要件を満たす医薬品取扱責任者を設置すること。なお、医薬品取扱責任者は常勤であること。 <ol style="list-style-type: none"> 登録販売者 薬剤師 薬事関係法規、取り扱おうとする医薬品の性状、取扱方法等について、保健所長があらかじめ指定した講習を受講した者 「医薬品特例販売許可申請の取扱基準」（昭和 3 6 年 5 月 2 4 日鳥取県制定）に基づき、平成 2 9 年度以前に鳥取県から管理者として認められていた者 			
○関連規定 薬事法（旧法）第 24 条、第 35 条 薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号）附則第 14 条			
○関連通知 ◎昭和 36 年 2 月 8 日付薬発第 44 号厚生省薬務局長通知「薬事法の施行について」			
《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	店舗販売業の許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 26 条第 1 項、第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 26 条 薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）第 2 条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号）第 2 条			
○関連通知 ◎構造設備及び業務を行う体制に係る基準 ・平成 21 年 5 月 8 日付薬食発第 0508003 号厚生労働省医薬食品局長通知 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	店舗管理者の店舗外の実務従事の許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 28 条第 4 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 28 条第 4 項ただし書 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	医薬品卸売販売業の許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 34 条第 1 項、第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 34 条 薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）第 2 条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号）第 2 条			
○関連通知 ◎構造設備及び業務を行う体制に係る基準 ・平成 21 年 5 月 8 日付薬食発第 0508003 号厚生労働省医薬食品局長通知 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	営業所管理者の営業所外の実務従事の許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 35 条第 4 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 35 条第 4 項ただし書 鳥取市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第 2 条			
○関連通知 ・平成 7 年 12 月 28 日付薬発第 1177 号厚生省薬務局長通知の記の 2、3 ・平成 9 年 3 月 31 日付厚生省薬発第 462 号厚生省薬務局長通知 ・平成 10 年 9 月 30 日付医薬企第 66 号厚生省医薬安全局企画課長通知 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条第 1 項、第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 160 条 薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）第 4 条			
○関連通知 ・平成 27 年 4 月 10 日付薬食機参発 0410 第 1 号厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）「医療機器の販売業及び貸与業の取扱いについて」			
《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条第 6 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 160 条 薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）第 4 条			
○関連通知 ・平成 27 年 4 月 10 日付薬食機参発 0410 第 1 号厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）			
《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条の 2 第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設定日	
審査基準 法の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条の 2 第 2 項 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	再生医療等製品の販売業の許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条の 5 第 1 項、第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日間	設定日	令和 5 年 12 月 1 日
審査基準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条の 5 薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）第 4 条			
○関連通知 ・平成 27 年 4 月 10 日付薬食機参発 0410 第 1 号厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当） 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	再生医療等製品の販売業の許可の更新		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条の 5 第 6 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日間	設 定 日	令和 5 年 12 月 1 日
審 査 基 準 法令及び関連通知に基づき審査し、決定する。 ○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条の 5 薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）第 5 条の 2 ○関連通知 ・平成 27 年 4 月 10 日付薬食機参発 0410 第 1 号厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当） 《保健所を設置する市の市長》			

許認可等の内容	再生医療等製品の販売業の営業所管理者の兼務許可		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条の 6 第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日間	設 定 日	
審査基準を設定しない理由 法の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。			

許認可等の内容	薬局開設の許可証の書換え交付		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の3		
担当課	保健医療課	処分権者	市長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の3</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第4条</p>			

許認可等の内容	薬局開設の許可証の再交付		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4		
担当課	保健医療課	処分権者	市長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第5条</p>			

許認可等の内容	医薬品等の製造販売業の許可証の書換交付		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第5条		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第5条第1項及び第2項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第21条</p>			

許認可等の内容	医薬品等の製造販売業の許可証の再交付		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第6条		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第6条第1項及び第2項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第22条</p>			

許認可等の内容	医薬品等の製造業の許可証の書換交付		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 12 条		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 12 条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 28 条</p>			

許認可等の内容	医薬品等の製造業の許可証の再交付		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 13 条		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 13 条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 29 条</p>			

許認可等の内容	医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の書換交付		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 45 条		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市長
標準処理期間	10日間	設定日	
審査基準 政令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 45 条第 1 項及び第 2 項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 142 条、第 149 条、第 155 条で準用する同省令第 4 条			

許認可等の内容	医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の再交付		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 46 条		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市長
標準処理期間	10日間	設定日	
審査基準を設定しない理由 政令及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。			
○関連規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 46 条第 1 項及び第 2 項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 142 条、第 149 条、第 155 条で準用する同省令第 5 条			

許認可等の内容	障害年金等の給付		
根拠法令及び条項	予防接種法第 15 条第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間		設 定 日	
審査基準及び標準処理期間を設定しない理由			
<p>1 障害年金等の給付は、法第 5 条及び第 6 条に規定する予防接種を受けた後に、その予防接種の副反応と推測される疾病にかかり、障害の状態又は死亡した場合に法第 15 条に規定する給付を行うものとされているが、具体的には、法第 15 条第 1 項に定める厚生大臣の当該疾病と予防接種との因果関係の認定を受けて、法第 16 条及び第 17 条の規定によって給付を行うものであるため、その審査基準は設定しない。</p> <p>2 標準処理期間については、個別具体的なケースによって異なるため設定しない。</p>			

許認可等の内容	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第 29 条に係る措置入院患者の転院承認		
根拠法令及び条項	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第 29 条		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	28 日間（市町受付 14 日、保健所処理 14 日）	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審査基準			
<p>精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第 29 条の規定の規定により、転院等の承認を行う。 ※申請の様式は、任意の様式による。 （都道府県知事による入院措置） 第 29 条 都道府県知事は、第二十七条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。</p> <p>2 前項の場合において都道府県知事はその者を入院させるには、その指定する二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。</p> <p>4 国等の設置した精神科病院及び指定病院の管理者は、病床（病院の一部について第十九条の八の指定を受けている指定病院にあつてはその指定に係る病床）に既に第一項又は次条第一項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合のほかは、第一項の精神障害者を入院させなければならない。</p> <p>※第 29 条第 4 項中「余裕がない場合」とは、対象となる精神障がい者の精神疾患以外の疾病等により、本人の生命に関わる場合等も含まれるとし、個々の事例に応じて判断する。</p>			

許認可等の内容	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第40条の規定に係る措置入院者の仮退院の許可		
根拠法令及び条項	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第40条		
担 当 課	保健医療課	処分権者	市 長
標準処理期間	14日間 (市保健所受付・処理14日)	設 定 日	平成30年4月1日
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法令又は規則等の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は、不要である。</p> <p>関係法令等</p> <p>○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (仮退院)</p> <p>第40条 第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見ることが適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、6月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。</p> <p>○鳥取市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (平成30年鳥取市規則第6号) (仮退院の許可の申請等)</p> <p>第10条 法第40条の許可の申請は、仮退院許可申請書(様式第13号)によるものとする。</p> <p>2 法第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、法第40条の規定により仮に退院させた措置入院者を再び入院させたときは、仮退院者再入院届出書(様式第14号)によりその旨を市長に届け出なければならない。</p>			